

# 1 2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

## 公開案件

開催日時	平成30年12月25日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員、 【計5人出席】
	事務局	川上係長、中垣、櫛田
	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、福西教育政策課長、黒田教育総務課長補佐、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、鈴木人事課長、大前こども園推進課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	1 教育長報告 （1）奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について （2）奈良市立幼稚園の人事について 2 議事 議案第33号 平成31年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について非公開 議案第34号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第35号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 3 協議事項 「日本語指導が必要な児童生徒について」	

<p>決定取り纏め 事項</p>	<p>1 教育長報告  (1) 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針については、了承した。  (2) 奈良市立幼稚園の人事については、了承した。</p> <p>2 議事  議案第33号 平成31年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項については、一部内容修正し可決した。<b>非公開</b>  議案第34号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。  議案第35号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項  「日本語指導が必要な児童生徒について」は情報交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育総務課</p>
<p><b>議事の内容</b></p>	
<p>教 育 長</p>	<p>皆さんおそろいようですので、始めたいと思います。</p>
<p>教育総務部長</p>	<p>教育長。本日、理事者である学校教育部 廣岡参事が体調不良のため欠席をしております。また教育総務課長の細川も所用のため欠席をしております。教育総務課につきましては、議事もございますので、その代理者として教育総務課長補佐の黒田を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>分かりました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>まず、本日、5名の校長が出席をいたしております。  紹介をいたします。  右京小学校 榎校長、三碓小学校 平尾校長、鼓阪北小学校 大西校長、登美ヶ丘中学校 伊藤校長、興東館柳生中学校 中原校長。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の資料は、事前にお配りしている資料のとおりです。また、お手元左側の資料は、11月から12月中に教育長決裁により承認いたしました教育委員会の後援、共催に係る事業一覧と、平成31年1月8日から同年3月31日まで史料保存館にて開催されます企画展示のチラシです。以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>

教 育 長	<p>本日の委員会は全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、12月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、都築委員、柳澤委員でお願いします。</p>
教 育 長	<p>次に、会議録の確認を行います。 平成30年11月定例教育委員会（11月20日開催）の会議録ですが、会議録署名委員の畑中委員、岡本委員いかがでしょうか。</p>
畑 中 委 員 岡 本 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>本日は傍聴者がおられませんので、このまま案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告2件、議事3件、協議事項1件です。 本日の案件のうち、議案第33号は「公開前の案件」であるため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第33号は、非公開とすることに決定いたしました。</p>
教 育 長	<p>それでは、公開の案件から始めます。 教育長報告（1）「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」教職員課長より説明願います。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料2ページの「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針」をご覧ください。 まず、基本方針について4点ございます。 1点目は「教員組織の充実と均衡を図るための適材適所の配置」、 2点目は「一条高校の将来構想を推進し、特色ある教育活動を主導的に担うことができる教員の新規採用と配置」、 3点目は「教員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るための若手教員を中心に積極的な交流を図ること」、 4点目は「生徒の指導の充実強化を目指し、教員の特性、経験を生かす異動に努めること」、 の以上4点となっております。2点目の新規採用・配置については今年度から再開された一条高校の教員採用試験にあわせて、追加された事項です。 続きまして、実施要領についてご説明いたします。</p>

まず、採用についてでございます。管理職の採用については、経験、経歴に問われることなく、本人の特性等を考慮のうえ継続も含めた登用を検討し、校長については、一条高校の将来構想を推進するべく、教育現場に精通した民間人を校長候補者に含めて検討することを定めております。また、教員については、今年度から再開された一条高校の教員採用試験にあわせて、追加された事項です。高齢化した組織の改善や教員の意識改革のため、多様な経験を積んだ若手から中堅教員の採用を行うことを定めております。

次に、転任についてですが、こちらは昨年度と同様、「県立学校並びに教育委員会事務局等との交流を図ること」と「適材適所の配置について」を定めております。

最後に「県立・国立学校法人・私立との派遣交流について」でございます。派遣交流は教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的としており、現在県立高校と奈良女子大附属中等教育学校との間で人事交流を行っております。来年度の方針においても継続して交流を図っていくことを定めております。

なお、本人事異動方針につきましては、本来定例教育委員会会議に諮るべき案件ではありますが、奈良県内で人事異動方針及び人事異動調書の一斉周知・一斉配布日が統一されているため、緊急に処理しなければならない案件であり、会議に諮るいとまがなかったため、奈良市教育委員会処務規則第3条の2「緊急に処理するを要し、かつ、会議に付するいとまがないときは、教育長は委員会の名においてこれを処理し、その結果を次の委員会の会議に報告しなければならない。」との規定に基づき、教育長の専決により人事異動の方針決定を行い、報告を行うものでございます。

教 育 長

この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員

この資料の(1)②後半部分「多様な経験を積んだ」とありますが、想定される経験のおよそのイメージを教えてください。

あと少し分かりにくいのですが、「若手から中堅教員を」の部分が「若手を対象として中堅教員を」なのか「若手から中堅職員まで幅広い年代を対象としてその中から」なのか、文脈上の整理をお願いします。

教 職 員 課 長

「若手から中堅教員」とは、年齢の幅と理解していただけたらと思います。

「多様な経験を積んだ」という文言に関しましては、今回行っております教職員の採用につきまして、経験者を求めています。併せて、大学院を卒業・卒業見込みであるということを採用の条件としております。そういった意味での「多様な経験」という表現でござ

	います。
柳澤委員	分かりました。
教育長	今柳澤委員からご指摘がありましたが、この件は既に教育長専決をさせていただいておりますので、説明の補足ということになりました。来年度、もし同様の件で教育委員会に提案することがありましたら、文言をもう少し分かりやすく整理してください。
教職員課長	はい、分かりました。
教育長	他にご意見・ご質問等ないようですので、教育長報告（１）「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」は了承いたします。
教育長	続きまして、教育長報告（２）「奈良市立幼稚園の人事について」人事課、こども園推進課連名の案件ですが、案件説明は人事課長よりお願いします。
人事課長	資料「奈良市立大安寺幼稚園の人事について」をご覧ください。 奈良市立大安寺幼稚園の園長につきまして、園長の柿本政秀氏より、１２月３日付で退職届が提出されました。 奈良市立幼稚園規則第３条「幼稚園には園長を置く。」との規定に基づいて、園運営上、緊急で新たに園長職の配置を要することとなりました。 つきましては、人選の結果、大安寺幼稚園の業務に精通している副園長の阿部靖子氏が同園の園長として相応しいと判断し、１２月４日付で園長に補することといたしました。 なお、この人事異動につきましては、本来定例教育委員会会議に諮るべき案件ではありますが、緊急に処理しなければならない案件であったことから、奈良市教育委員会処務規則第３条の２「緊急に処理するを要し、かつ、会議に付するいとまがないときは、教育長は委員会の名においてこれを処理し、その結果を次の委員会の会議に報告しなければならない。」との規定に基づき、教育長の専決により人事異動を行い、報告を行うものでございます。
教育長	この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 ご意見がないようですので、教育長報告（２）「奈良市立幼稚園の人事について」は了承いたします。 今の案件と先程の案件はどちらも教育委員会に諮るいとまがないということで教育長専決をさせていただいておりますが、原則的には教育委員会にかけるとき案件でありますので、部長は委員会にかけ

教 育 長

るべき予定を見通して案件をかける段取りをして欲しいと、ここだけは苦言を呈しておきます。全てをいとまがないという理由で教育長専決をしないように、今後はお願いしたいと思います。

教 育 長

次に、公開の議事に入ります。

なお、議案第34号及び第35号は同じ規則の改正ではありますが、審議内容に関連性がないため、各々の議案ごとに審議を行いたいと思います。

学 校 教 育 課 長

それでは、議案第34号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」学校教育課長、説明願います。

本改正案は、学期の変更及び夏期休業日の変更を行うため、「奈良市立学校の管理運営規則」を改正しようとするものです。

それでは、改正の趣旨について説明させていただきます。

お手元の資料6ページをご覧ください。

本市では、新しい学びのプロジェクトとして、未来の地図を描き、自ら前へ踏み出す力をつける教育の充実をめざしております。そのためには、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、また、自ら学ぼうとする意欲を高められるよう、学習環境の整備を進める必要がございます。

一方、平成32年度から完全実施される小学校学習指導要領では、小学校第3・4学年の授業時数が年間35時間、小学校第5・6学年では年間20時間増えることとなり、授業時間数の確保が課題となっております。

小学校の時間割編成においては、一週間全てを6時間授業とするなどの対応が考えられますが、児童の集中力や負担を考慮すると、一週間あたりの授業時数の軽減を図ることが望ましいと考えております。

各校においては、これまで以上に行事の精選を行うなどの工夫が必要でございますが、年間の授業日数が決められていることから、学校のカリキュラム・マネジメントにも限界もあると認識しております。

そこで、さらなる授業時数の確保や、児童の負担軽減として、来年度からの市立小中学校へのエアコン設置により、夏季における児童生徒の学習環境が改善されることから、小中学校の夏期休業日を変更させていただきたいと考えております。

では、奈良市立学校の管理運営に関する規則の改正案についてご説明申し上げます。

資料1ページの例規制定改廃調書をご覧ください。

右半分4の制定改廃の概要に、主な改正内容を示しております。

(第3条関係といたしまして、) まず、奈良市立学校の学期の改正として、現在は第1学期を4月1日から8月31日までとなっておりますが、それを4月1日から8月24日までといたします。また、第2学期は9月1日から12月31日までとなっておりますが、それを8月25日から12月31日までに改正いたします。

次に(第4条(3)関係といたしまして、) 奈良市立学校の休業日の改正です。現在、夏期休業日は7月21日から8月31日までとなっておりますが、それを7月21日から8月24日までに改正いたします。

また、(第36条関係といたしまして、) 高等学校の学期につきましては、これまで小学校及び中学校の学期の規定を準用しておりましたが、高等学校の学期及び夏期休業期間につきましてはこれまでと変更がないことから、高等学校の学期及び夏期休業期間について新たに記載いたしました。

主な改訂内容は以上ですが、最後に、資料2ページをご覧ください。第4条の休業日の規定ですが、(7)その他の休業日におきまして、現行では、「年間を通じて5日以内の日」となっておりますが、学校運営上または教育上必要がある日を休業日とする際には、教育委員会の承認を受けることになっていることから、日数の制限についての表記を削除しております。

規則改正案は以上でございます。

教 育 長 この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

畑 中 委 員 よろしいでしょうか。

教 育 長 はい、畑中委員。

畑 中 委 員 先程資料6ページの説明のところで、「市立小中学校のエアコンの設置により」という説明がありましたが、もちろん来年夏までに全小中学校にエアコン設置という計画で進められていると思うのですが、工事等の諸事情でエアコンの設置が進まなかった場合にどのような対応をされるのかということと、保護者の方への説明はどのような時期になるのかということをお教えください。

教 育 長 はい、学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 エアコンの設置につきましては、担当の教育総務課がエアコン設置に向けて鋭意計画を立て進んでいると伺っております。現在の予定では、夏季の暑い時期までにエアコンが設置されるというふうに聞いております。しかし、万が一エアコン設置が間に合わないという

可能性もゼロではありません。夏の日中の暑い時間にエアコン無しで授業を行うというのは、子どもたちの安心安全を考えますと現実的には無理であると考えております。その場合はその日を休業日にすること等、今後対応を検討したいと思います。

それから保護者への周知でございますが、この改正案がお認めいただけたらホームページで市民や保護者へ向けてまずは周知をさせていただきます。学校につきましては、今は冬季の休業中でございますので、年明けに保護者の皆様へこういった変更になるということを教育委員会名でお手紙を配布させていただきます。

教 育 長

他に何かございますか。

柳 澤 委 員

学校の方ですが、おそらく31年度の年間の授業計画や行事予定を計画されているかと思いますが、各学校への通知はこの後一斉に行われるのでしょうか。それとも、ある程度学校とご相談の上通知されるのでしょうか。

学 校 教 育 課 長

本日この議案が議決いただきましたら、速やかに学校へ通知をさせていただきます。

都 築 委 員

小学校の方では授業時間が増えるので、その分一週間あたりの授業時間の軽減を図るため夏季休業が短くなるということですが、中学校はそのような変更はありませんよね。授業時数が増えることについて、どのような活用を想定されているのか教えてください。

学 校 教 育 課 長

仰るように、中学校の授業時数につきましては、新しい学習指導要領においても変更はありません。しかしながら、標準時数は毎年クリアしているものの、様々な学校行事等もありますので標準時数の確保が苦しいという声も学校から聞いております。従いまして、夏休みを一週間短縮することで授業時数に余裕が生まれるかと思っておりますので、それらを活用しながらさらに学習を深める等の取り組みが期待されます。また、小学校中学校に限らず、例えば冬のインフルエンザ等で毎年多くの学級閉鎖、場合によっては学校閉鎖ということもございます。

そういったことを含めますと中学校では授業時間の変更はないものの、しっかりと授業時数を確保するということが大変重要ではないかと考えております。

都 築 委 員

分かりました。

教 育 長

他にございませんか。



一点目、畑中委員からご指摘のありました、エアコンが設置されるという前提での規則改正でございますが、その進捗状況が今の説明では大変曖昧であると思います。この点に関して、教育総務部長から現在の進捗状況を委員方へ説明いただけますか。

教育総務部長

はい。12月補正でエアコンの工事費が議決されまして、現在エアコンの設置に向けて取り組んでいるところでございますが、幼稚園と中学校のエアコン本体設置工事、小学校の電気を受電するためのキュービクルの設置工事については、先日入札審査会におきまして告示をし、入札手続きを進めております。告示をしてから二週間程で入札を行うのですが、1月21日頃に、幼稚園と中学校の本体設置業者、小学校のキュービクル設置業者がそれぞれ選定される予定でございます。

小学校のエアコン本体設置につきましては、今4社で設計図面を書いていただいております、出来上がったものを受けて1月中に同じように設置工事の入札をいたします。

ご心配おかけしていますように、全国一斉にエアコンを設置することになりますという製品が入るのか分からないということで、なるべく早く設置するため、営繕課、入札を担当しております契約課、教育総務課の3課連携してエアコン設置に向けて動いているところでございます。

設置時期につきましては、明言はできませんが普通教室につきましては5月末を目途にしております。特別教室につきましては、機種も少し大きくなり、エアコンの馬力も上がることからもう1ヵ月ほどゆとりをいただきたいということで進めております。

少なくとも夏休みまでには必ず入れたいという意気込みで進めておりますので、今回の休業日の変更につきましても、それを踏まえたうえでの対応というところでございます。

また今後につきましても報告させていただきたいと思っております。

教 育 長

はい。よろしいでしょうか。

仕組みとしては、教育委員会は予算は上程しますが、実際に業者発注などの作業をするのは市長部局の営繕課、入札は契約課が行いますので、複数課に跨った業務となります。

トータルの設置時期は、普通教室は5月末、特別教室は6月末くらいにずれ込むだろうということです。給食室につきましては、給食期間中は工事に入れられないため夏までに設置は物理的に無理であるため、まずは子どもたちがいる普通教室を中心に設置していくという方向性で進めているということです。

教育総務部長

約1,500の教室にエアコンを入れることとなります。国からの

教 育 長	<p>補助金をもらうには、きちんとした設置工事の設計図書を完成させなければならないので、家にエアコンをつける場合とは状況が異なってきますので時間がかかってしまいます。</p>
教 育 長	<p>学校の場合は電気の配線から設計図がいきますので、その業者を告示して入札し、さらに本体の入札をするという手順が必要になりますのでかなり時間がかかってしまいますが、一応5月末ということで、それらを考慮した規則改正であると思います。</p> <p>それからもう一点、保護者への通知についてはとても曖昧に聞こえたんですが、もう少し詳しい説明をお願いします。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>まず、ホームページにつきましては、明日、教育委員会の学校教育課のページでこのような変更になったということに掲載したいと思います。それから保護者への通知につきましては、3学期の始業式、あるいは次の日あたりに教育委員会名で夏休みが短縮されたこと及びその趣旨についてお手紙を配布させていただくことを考えております。</p> <p>学校におきましては、いろいろな問い合わせ等が来ることも予想されますので、来年度の細かなカリキュラム作成につきましては各学校で工夫いただき、個々の学校行事の予定についてはしかるべき予定が判明した時点で各学校がその都度保護者へ通知していただくという形を考えております。</p>
教 育 長	<p>年明けに教育委員会名で直接保護者へ通知を出すということは、年内には学校へ通知をしておくということですか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>はい。</p>
柳 澤 委 員	<p>学校に保護者から問い合わせが来た時に、学校や校長先生が何も知らないというのはいかがなものかと思imasので、教育委員会から保護者の方へのメッセージと、学校からは3学期早々にお知らせを配布するという形が望ましいかと思imas。</p>
教 育 長	<p>はい。他にございませんか。</p>
畑 中 委 員	<p>学習指導要領の変更により授業時数の確保が一番大事で、そのために夏季休業が短縮されるということをしかり明記していただきたいです。エアコンが設置されるので、というふうに捉えられてしまいますと、万が一設置されなかった場合、混乱が生じますのでそのあたりの説明をしかりお願いします。</p>

都 築 委 員	それと、先程質問いたしました、中学校の方にもきちんとした説明をしていただくということも重要だと思います。
教 育 長	委員方のご心配されている点を十分配慮して、学校への通知と保護者への通知をして欲しいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは、こういったご意見を承りまして、議案第34号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案どおり可決することに決定いたしました。
教 育 長	続きまして、議案第35号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」教職員課長、説明願います。
教 職 員 課 長	本改正は、今年度より正式運用を開始いたしました主幹教諭について、その職務を規則に定めるものです。 主幹教諭の職務については、学校教育法において「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる」と規定されております。 このように、既に主幹教諭の職務については法で定められておりますが、平成30年10月、奈良県教育委員会よりその職務について規則に規定を設けるよう指示がありました。 規定を設けるよう指示があった背景といたしましては、全国的に主幹教諭を適正に運用していない学校が散見されたこと。つまり、校長、教頭を補佐することなく、授業のみを受け持つような運用があり、その状況を受け、文部科学省より奈良県教育委員会を通じて主幹教諭の適正な運用を図る意識を高める目的で、規則に規定を設けるよう指示がありました。 このことを受けまして、奈良市教育委員会といたしましても、主幹教諭の職務について規則に定めるべく、本議案をはかるものです。
教 育 長	この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 この主幹教諭は、本来は校長や教頭を補佐するというものですが、今奈良市の主幹教諭の実態はどうなっていますか。
教 育 総 務 部 長	今どの学校に何人配置しているか具体的な数字を教えてください。

教 職 員 課 長	中学校において、春日中学校、三笠中学校、都南中学校にそれぞれ1名ずつ、合計3名を配置しております。
教 育 総 務 部 長	この件について、県から配置の割り当てがありました。その背景としましては、教職員課長が申しましたように、全国的に会計検査で主幹教諭の扱いがきちんとなっていないのではないかという指摘があり、国から県を通じまして規則を改正するべきとの指示がありましたので、改めて規則を改正しようとするものでございます。
教 育 長	法と実態がかみ合っていないという状況があり、本来校長や教頭の補佐役である主幹教諭が授業を担当しているというような使い方を学校がしている状態ですので、改めてきちっと規則に記載しなさいという国・県の指導ということですね。
柳 澤 委 員	質問ですが、今中学校3校に主幹教諭を配置しているという説明がありましたが、それは主幹教諭を新たに増やして教員の定数増という形なのか、今いる職員を主幹教諭として扱っているのか教えてください。
教 育 総 務 部 長	定数補充はプラス1名という形です。 中学校はクラス数に応じて教員数が決まり、校長1名、教頭1名、そこへ主幹教諭1名という形でプラス1名となっております。
柳 澤 委 員	分かりました。
教 育 長	1名増員されているのに、その先生を教科で教える方に使ってしまっているのでは、趣旨が違ふということをお知らせしなさいという指導ですね。そのことを受けまして規則を改正することですが、よろしいでしょうか。 それでは、議案第35号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案どおり可決することに決定いたしました。
教 育 長	次に、協議事項に入ります。 12月の協議事項のテーマは、「日本語指導が必要な児童生徒につ

いて」です。このテーマは、都築委員から提案していただいておりますので、協議の進行を都築委員にお願いしたいと思います。それでは、これから65分ぐらいを目途に、協議事項の議論に入ります。どうぞよろしくお願ひします。

協 議 事 項

3 協議事項「日本語指導が必要な児童生徒について」

テーマについて意見交換及び協議を行った。

教 育 長

それでは、これより非公開審議に入ります。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教育総務課長補佐

議案第33号「平成31年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について」概要説明

募集要項の一部内容の修正を行い、教育長及び各委員への説明を行った上で、可決した。

教 育 長

これで、本日の案件は全て終了いたしました。この他に何かご意見、連絡事項等はございませんか。

教 育 長

それでは、次回の定例教育委員会の日程をお知らせいたします。1月定例委員会は1月18日（金）、午前10時から開催を予定しております。それでは、これをもって本日の定例教育委員会を閉会いたします。